

ID: 469

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の3第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第85条の3第4項の規定による。 (市街地再開発事業区への換地の申出等) 第85条の3 4 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。 (1) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えないこととなる場合 (2) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えることとなる場合			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日